

柳井広域都市圏の 都市計画の方針

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 柳井広域都市圏の都市づくりの基本理念	1
1-2. 柳井広域都市圏の将来像	2
1-3. 都市計画区域等の指定の方針	9
2. 区域区分の決定の方針	10
2-1. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針	10
3. 主要な都市計画の考え方	12
3-1. 土地利用に関する基本方針	12
3-2. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針	15
3-3. 市街地整備に関する基本方針	19
3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針	20
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針	22
3-6. 都市防災に関する基本方針	23

平成31年3月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「人口規模」、「区域区分*の決定の方針」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

1-1. 柳井広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、山口県の東南部に位置し、柳井市、田布施町、平生町、上関町、及び周防大島町の 1 市 4 町から構成されている。北東部は岩国広域都市圏、西部は周南広域都市圏に隣接し、それぞれの都市圏との交流が行われている。

都市核を担う柳井市の中心部は、古くから海運とともに発展した商都であり、瀬戸内海屈指の交通の要衝として知られ、現在も一部においてその趣あるまちなみを残している。

また、本圏域は、瀬戸内海に面した市街地とその背後の丘陵地、室津半島、屋代島をはじめとする島しょ部からなる多自然型居住地域*で構成され、自然と歴史に恵まれた観光資源が豊富な地域特性を有している。

本圏域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

豊かな自然と歴史に包まれた快適生活・リゾート都市圏づくり

豊かな海や山などの自然環境を保全しながら、それらを活用した快適な生活を可能とする居住環境の整備を進めるとともに、地域の振興を促進するため、観光やリゾート拠点の充実と、圏域内外の交流・連携機能の強化を図ることなどにより、圏域住民が住み良さを実感できる快適生活・リゾート都市圏づくりを行う。

*印のついている用語は巻末の用語解説欄に掲載しています

1-2. 柳井広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

(1) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

▼おおむねの人口 (単位：千人)

区分		年次	平成27年(2015年) ^{※1}	令和12年(2030年) ^{※2}
広域都市圏人口			81.1	63.5
年齢階層別人口	年少人口 (0～14歳)		8.2 (10.1%)	5.4 (8.5%)
	生産年齢人口 (15～64歳)		40.1 (49.5%)	29.7 (46.8%)
	老年人口 (65歳以上)		32.7 (40.4%)	28.4 (44.7%)

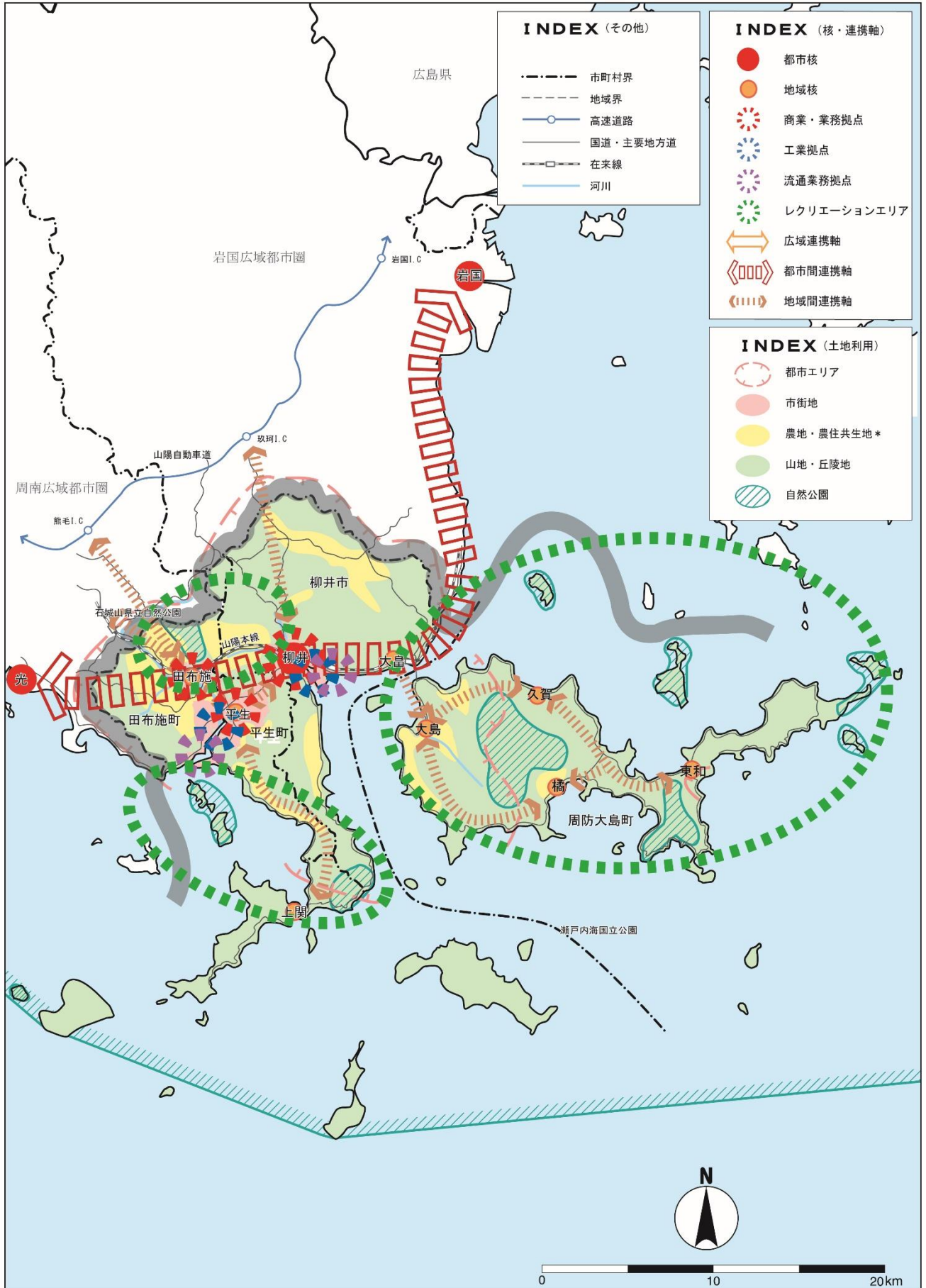
※1 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を按分補正した値。

※2 令和12年(2030年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

(2) 将来都市構造

柳井広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

■ 柳井広域都市圏の将来都市構造図



将来都市構造図の用語解説

①核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地*及びそれに準ずる主要な市街地
地域核	各地域の中心的役割を担う地区で、町または合併前の町の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道及び新幹線
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核（隣接する広域都市圏を含む）同士を結ぶ主要な幹線道路や鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核同士を結ぶ幹線道路や鉄道

②土地利用

都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
市街地	市街地として建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、用途地域*の指定されたエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、国立公園・国定公園、県立自然公園

(3) 都市圏整備の方向性

「豊かな自然と歴史に包まれた快適生活・リゾート都市圏づくり」

のための整備の方向性

① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、全市町が瀬戸内海に面しており、瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園という2つの自然公園*に代表される豊かな自然環境を有している。

田布施川及び柳井川流域にまとまって形成された市街地のほか、丘陵地や半島、大小数々の島しょ部から成っており、それぞれの集落と自然が調和した美しい景観を有している。また、柳井市の中心部の市街地では、古くからの海上交通の要衝として栄えた歴史的な風情を有するまちなみが残っている。

このような自然と歴史の調和した良好な都市圏を保全・継承していくために、次のような観点から、美しい都市づくりを推進する。

■ 自然や歴史を活かした魅力ある都市の顔づくり

都市核を担う柳井市の中心市街地*においては、瀬戸内海などの美しい自然景観や古くから海上交通の要衝として栄えた歴史的まちなみ等を保全していくとともに、海と山に囲まれた地理的特性を活かし、農山漁村の景観と調和した個性的で魅力ある都市の顔づくりを行う。

■ 歴史的市街地の環境の維持・向上

伝統的建造物群保存地区*に指定されている柳井市古市・金屋地区の商家や白壁の町並み、瀬戸内海の海上交通の中継地であった上関・室津の集落など、歴史的な風情が残る地区のまちなみ景観保全や市街地環境の維持・向上を図る。

また、柳井川や田布施川など市街地内の水や緑と歴史との調和を図りながら、良好な市街地環境の形成を図っていく。

■ 瀬戸内海の豊かな自然的な環境の保全

瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園など、瀬戸内海に広がる島々、半島、海岸等の豊かな自然環境と美しい自然景観の保全・整備を行うとともに、生態系に配慮した動植物の良好な生息環境の保全・回復を図る。

また、都市機能の集約化や公共交通の利用促進等により、環境負荷の低い低炭素都市づくりを推進するなど、都市と自然環境の共生を図る。

■ 地域資源を活かした海洋リゾート地域づくり

瀬戸内海の美しい海岸や島々、史跡やまちなみなどの豊富な地域資源を活かし、広域的な集客を図る海洋リゾート地域として、レクリエーション機能の充実を図る。

② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市*づくり

本広域都市圏では、今後、更なる人口減少が見込まれており、また、島しょ部や半島部を中心に過疎化・高齢化が進んでおり、高齢化率*は8圏域中最も高くなっている。また、近年多発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。このような情勢から、高齢化に対応した都市づくりを進めるとともに、空き家の活用等、人口定住を促進するなどの振興策を展開していく。

このため、都市内に蓄積された都市基盤施設*のストック*を活用しつつ、中心市街地*の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。

■ 中心市街地*の連携強化による活性化

都市核を担う柳井市の中心部は、拠点性の強化と活性化を図りつつ、平生町と田布施町の都市機能との補完・連携を促進することにより、圏域の中核を担う市街地の拠点性の強化と都市核にふさわしいにぎわいと回遊性のある中心市街地*の再構築を図る。

■ 市街地形成の適正な誘導

既成市街地*においては、既存ストック*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能、その周辺に居住の誘導を図る。用途白地地域*での開発が多くみられる柳井市や田布施町については、適正な開発の規制・誘導により優良な農地を保全するとともに、必要に応じて用途地域*の指定や、特定用途制限地域*の適用を検討し、周辺地域と調和した適正な土地利用の誘導により、まとまりある市街地の形成を図る。

■ 暮らしやすい環境の整備

県内で最も高齢化率*が高く、今後もその比率はさらに高まる見通しであることから、高齢者向け住宅や福祉施設等の充足を図るとともに、都市機能の集積する既成市街地*を中心に、徒歩や公共交通等により安心して快適に移動できる人にやさしい都市づくりを進め、高齢者も暮らしやすい居住環境の形成を図る。

また、公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

本圏域は、瀬戸内海などの美しい自然や温暖な気候に恵まれていることから、それらを活かして自然と共生しながら人口定住を促進する多自然型居住地域*として、ゆとりある快適な居住環境を整備する。

■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

防災上危険な密集市街地*においては、建築物の耐震化やオープンスペース*の確保などを進め、良好な市街地環境の整備を推進する。

③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、瀬戸内海沿岸部に広がる平野部や丘陵地と、半島・島しょ部により構成され、平野部の市街地から豊かな自然環境を持つ半島・島しょ部まで、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う柳井市の中心市街地*に都市機能が集積する一方で、半島や島しょ部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化、豊かな自然環境等を有しているものの、過疎化、高齢化の進行が著しい。

これらの地域の個性を活かしつつ、多様な産業の振興を図るとともに、圏域が一体となって地域活力の維持向上を図るため、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携、さらには港湾等の広域交通利便性を活かした四国地方との交流・連携など、複合的なネットワーク形成を図る。

■ 半島・島しょ部と中心都市との連携による地域の個性づくり

地理的に制約されている半島、島しょ部において、各々の地域の歴史、自然、景観など地域の特色を活かしながら、交流促進や利便性の向上を図るとともに、点在する観光・リゾート拠点間の回遊性確保による集客力の向上を図るため、地域間及び中心都市との交流・連携を強化し、個性あふれる魅力ある都市圏の形成を図る。

■ 都市間交流を支える交通基盤*の整備

圏域内における都市部と地域の交流・連携や、隣接する岩国、周南広域都市圏との交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤*の整備を進めるとともに、路線バス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

また、山陽自動車道等の高速交通網へのアクセス強化を図ることにより、広域交通ネットワークの形成を推進する。

さらに、海に広がる本圏域では、海上交通が圏域外へのネットワークの要であることから、柳井港のフェリーターミナル機能*の強化やアクセス性の向上を図る。

■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む農山漁村地域においては、食料供給の役割を担う農業や水産業等の生産基盤を整えた上で、都市機能の一部を都市核に依存しつつ、日常的な生活サービス機能の拠点化を図るとともに、路線バス等の公共交通の充実を図り、柳井市中心市街地*との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

■ 都市施設*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園*等の都市施設*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

■ 地域の活性化を創出する多様な産業の振興と連携

都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、花きや特産野菜の開発などによる農業の振興、美しい自然・田園景観や歴史的なまちなみ等を活かした観光、農林水産業を活かした体験型観光の展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

④ 住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設*や空間を住民が十分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報を分かりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

■ まちづくりに関する分かりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民に分かりやすく整理し、広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

■ 県と市町における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体（NPO*など）等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント*の仕組みづくりを進める。

■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

1-3. 都市計画区域*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域等の指定の方針

区域名	区域の面積、 位置及び範囲	指定の方針
柳井 都市計画区域	12,786 ha 柳井市 (行政区域の一部)	土地利用、自然的条件、日常生活圏、社会的・経済的条件等を総合的に検討した結果、柳井都市計画区域と田布施都市計画区域及び平生都市計画区域を一体の都市として、整備、開発及び保全することが望ましい。
田布施 都市計画区域	5,035 ha 田布施町 (行政区域全域)	
平生 都市計画区域	3,458 ha 平生町 (行政区域全域)	
大島 都市計画区域	4,596 ha 周防大島町 (行政区域の一部)	大島都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。
東和 都市計画区域	164 ha 周防大島町 (行政区域の一部)	東和都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。

※ 都市計画区域*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年(2017年)3月31日現在の値。

※上記以外の地域は、都市計画区域*等の指定の必要性は低い。

2. 区域区分*の決定の方針

2-1. 区域区分*を決定する都市計画区域*の設定方針

本広域都市圏においては、各都市計画区域*の市街化圧力等を考慮し、区域区分*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

都市計画 区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
柳井 都市計画区域	<p>区域区分*の適用の必要性が低い。</p> <p>現行； 非線引き*</p>	<p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途白地地域*の土地利用のコントロール 	<p>本区域は、開発圧力*がそれほど強くなく、市街地拡大の可能性が低いとため、区域区分の適用の必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、田園部等の自然的環境を保全し、計画的な土地利用を誘導していくために、用途地域の指定や他の土地利用制度（地区計画*、特定用途制限地域*、建築形態規制*等）の導入等を行い、用途白地地域の土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。</p> <p>なお、上記の検討にあたっては、一体の都市と考えられる田布施都市計画区域及び平生都市計画区域との調整・整合を図る必要がある。</p>
田布施 都市計画区域	<p>区域区分*の適用の必要性が高い。</p> <p>現行； 非線引き*</p>	<p>[適用する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域*の範囲 ・市街化調整区域*となる区域の土地利用のあり方 ・地域の合意形成 ・周辺都市計画区域*及び区域外との整合 <p>[適用しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途白地地域*の土地利用のコントロール 	<p>本区域の開発圧力*はそれほど強くないものの、市街地拡大の可能性のあることから、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するため、用途白地地域*の土地利用の適切なコントロールが求められ、その手法として区域区分*制度も有効と考えられる。区域区分*制度を適用しない場合には、用途白地地域*での開発を抑制するために、特定用途制限地域*の活用や開発許可*基準の強化、他法令による制度の活用等を組み合わせ、開発を適切にコントロールする必要がある。</p> <p>なお、上記の検討にあたっては、一体の都市と考えられる柳井都市計画区域及び平生都市計画区域との調整・整合を図る必要がある。</p>

都市計画 区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
平生 都市計画区域	区域区分*の 適用の必要性 が低い。 現行； 非線引き*	[適用しない場合] ・用途白地地域*の土地 利用のコントロール	<p>本区域の開発圧力*は強くなく、市街地拡大の可能性が低いため、区域区分*の適用の必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、田園部等の自然的環境を保全し、計画的な土地利用を誘導していくために、用途地域*の指定や他の土地利用制度（地区計画*、特定用途制限地域*、建築形態規制*等）の導入等を行い、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。</p> <p>なお、上記の検討にあたっては、一体の都市と考えられる柳井都市計画区域及び田布施都市計画区域との調整・整合を図る必要がある。</p>
大島 都市計画区域	区域区分*の 適用の必要性 が低い。 現行； 非線引き* 用途指定無し	[適用しない場合] ・自然環境・景観の保全を 主とした土地利用のコン トロール	<p>本区域の開発圧力*は強くなく、市街地拡大の可能性が低いため、区域区分*の適用の必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全し、計画的な土地利用を誘導していくために、用途地域*の指定や他の土地利用制度（地区計画*、特定用途制限地域*、建築形態規制*等）の導入等を行い、適切な土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。</p>
東和 都市計画区域	区域区分*の 適用の必要性 が低い。 現行； 非線引き* 用途指定無し	[適用しない場合] ・自然環境・景観の保全を 主とした土地利用のコン トロール	<p>本区域の大部分は、片添ヶ浜海浜公園であり、市街地拡大の可能性が低いため、区域区分*の適用の必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、都市公園周辺部の自然環境・景観の保全を図り、計画的な土地利用を誘導していくために、適切な土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。</p>

3. 主要な都市計画の考え方

3-1. 土地利用に関する基本方針

(1) 市街地における方針

① 商業地・業務地に関する方針

- ・ 交通結節点*となる柳井等の主要な駅等を核として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 田布施町や平生町の役場などを中心に、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能等、一定の都市機能の立地誘導を進める。
- ・ 古市・金屋地区では、白壁の町並みなど、歴史・文化的な資源に調和した市街地環境の保全・整備を進め、既存の住環境に配慮しながら観光拠点の形成を図る。

② 工業地に関する方針

- ・ 製造業・物流業の集積がみられる臨海部においては、未利用地の活用等により工業拠点の形成を図る。

③ 住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域*に指定された区域については、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画*や緑地協定*・建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

④ 流通業務地に関する方針

- ・ 柳井港や平生港、国道188号沿線を中心に、臨海部における流通業務機能の集積を図る。

(2) 市街地周辺部における方針

① 非線引き*用途白地地域*における方針

- ・ 用途白地地域*では、特定用途制限地域*の指定や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- ・ 大島地域においては、良好な集落環境の保全および活力維持を図るため、周辺地域と自然環境の調和に配慮した土地利用コントロールを図る。

② 農地との調和に関する方針

- ・ 柳井川、田布施川、土穂石川、屋代川沿い等の市街地周辺部の農地は、食料の安定

供給を図るための土地資源であるとともに、都市にとって貴重な緑地やオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

(3) 都市計画区域*外における方針

- ・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、総合支所周辺等の地域の拠点や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組みを主体に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワークの形成などを進める。

3-2. 広域的な都市施設*の整備に関する基本方針

(1) 広域的な交通施設の整備方針

① 広域的な交通体系の整備方針

- ・ 本圏域外の地域との広域交流を通じた地域活性化を図るために、広島県や隣接する広域都市圏等との連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。

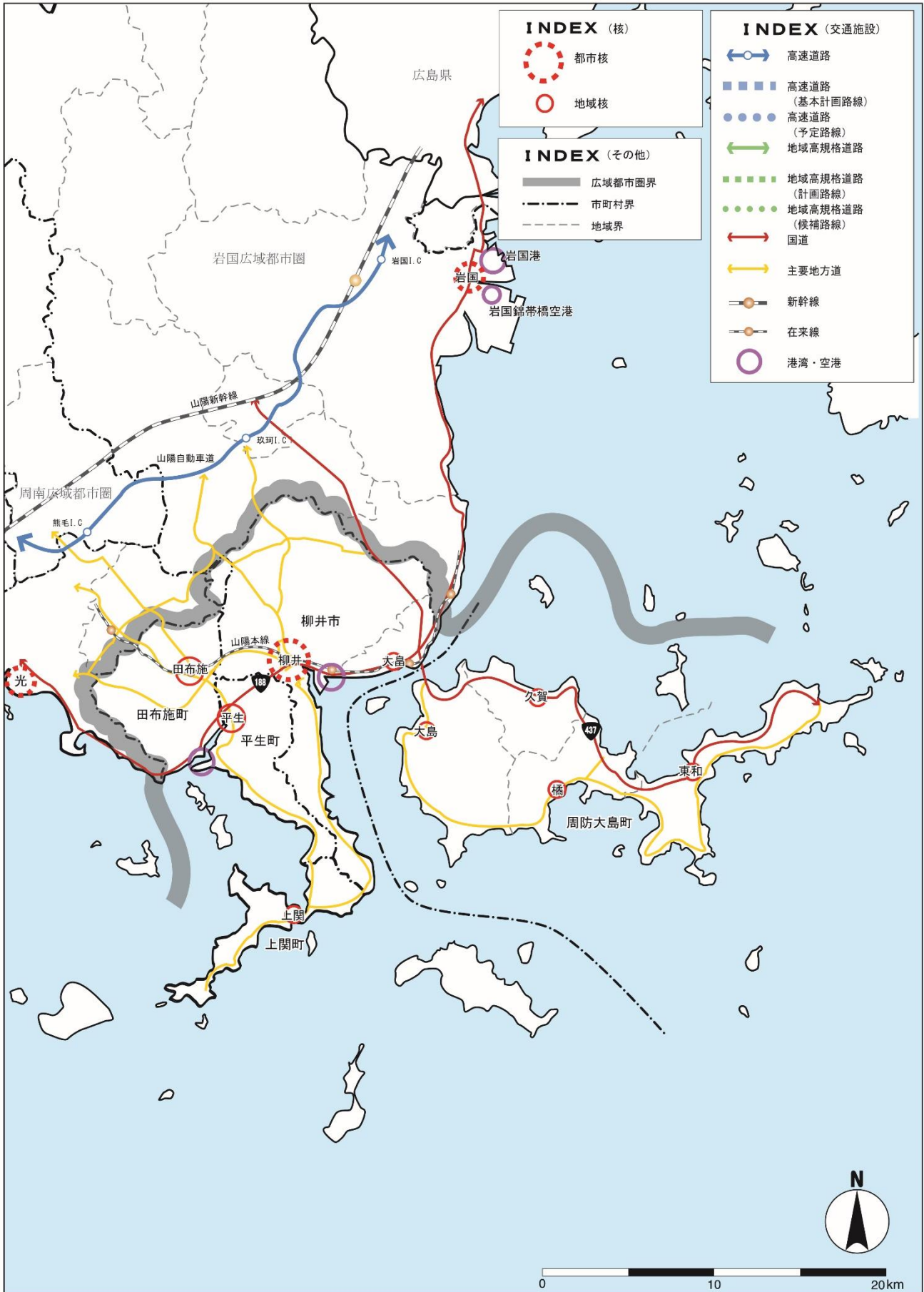
② 広域的な道路網の整備方針

- ・ 圏域内の円滑な交通流動の確保や都市部と山間部の交流・連携を強化するため、国道188号、国道437号など、本広域都市圏の主軸となる広域幹線道路の整備・改良を促進する。
- ・ 高速交通網の利便性を向上させ、物流の円滑化等を図るため、高速道路インターチェンジや柳井港等の広域交通拠点へのアクセス道路の整備を促進する。

③ その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行う。
- ・ 環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性向上を図るとともに、身近な交通手段であるバスや離島航路などの公共交通機関の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*化やサイクルアンドライド*の普及を推進する。
- ・ 中山間地域や離島などの交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*や離島航路の維持を図る。
- ・ 駅や港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから、民間駐車場との整合性を図りつつ、需要に見合った駐車場整備を進める。

■ 広域的な都市施設（交通）の整備方針



(2) その他の広域的な都市施設*の整備方針

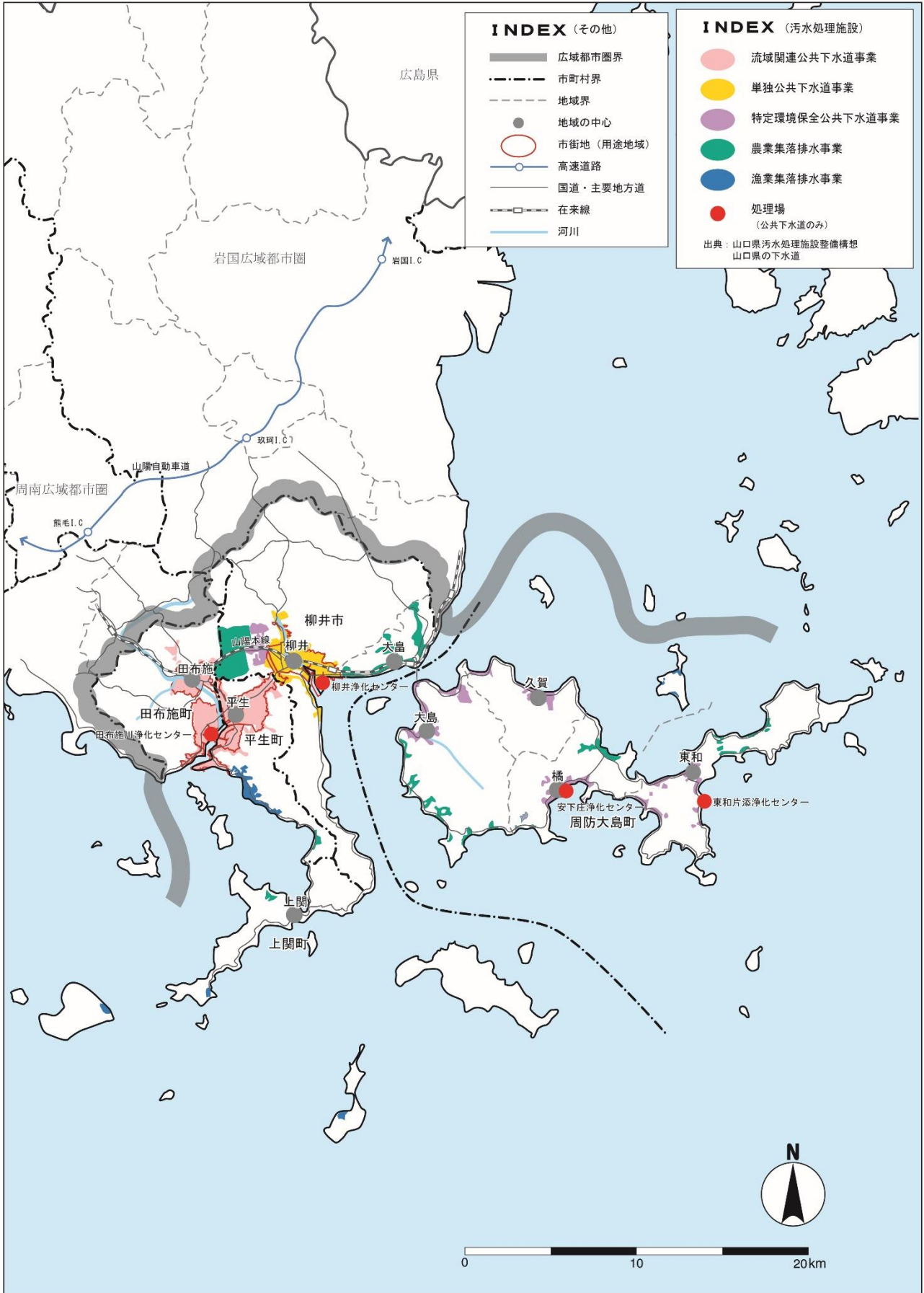
① 主要な下水道及び河川の整備方針

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や流域下水道、農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間の整備を進める。

② その他の都市施設*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会*の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

■ 下水道の整備方針



3-3. 市街地整備に関する基本方針

(1) 中心市街地*の整備

- ・ 柳井市の中心部では、適正な規制と円滑な誘導により用途の適正化や土地利用の合理的利用を進め、都市機能の誘導と土地の高度利用、都市施設*の整備を図る。

3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

(1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

- ・ 瀬戸内海国立公園に指定された海岸域や島しょ部などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流とふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努める。

▼ 本広域都市圏の自然公園地域

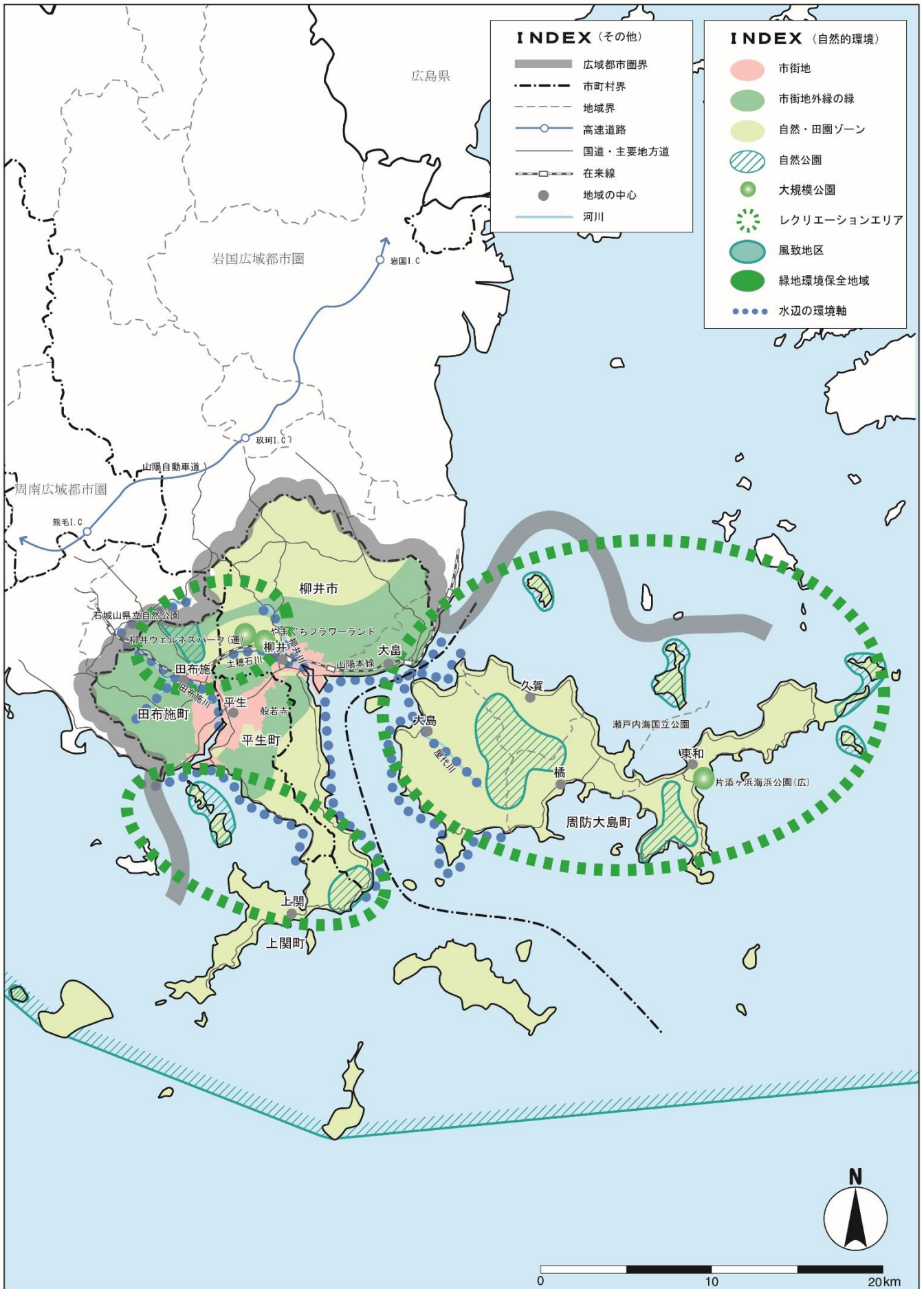
自然公園名	含まれる市町
石城山県立自然公園	田布施町、[光市（大和地域）]
瀬戸内海国立公園	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町 [下松市、岩国市、光市、周南市、和木町など]

[]は、他の広域都市圏

(2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 自然公園の保全を図るとともに、広域的なスポーツやレクリエーション、地域コミュニティの核となっている片添ヶ浜海浜公園、柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランドなどの維持・充実を図る。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・ 柳井駅周辺の中心市街地*では、商業・業務の場として、にぎわいのある景観の創出とともに、古市・金屋地区の歴史的まちなみへつながる魅力的な景観形成を図る。また、田布施町や平生町、周防大島町等の役場周辺については、市民に身近な生活空間として、地域に親しまれる景観形成を進める。
- ・ 古市・金屋地区の伝統的建造物群保存地区*をはじめ歴史的なまちなみが残る地域では、地域固有の歴史や文化を保存・継承しつつ、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図る。
- ・ 柳井川、田布施川、土穂石川、屋代川などの地域を代表する河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 都市をつなぐ広域的な幹線道路沿いでは、周囲の景観と調和した沿道景観の形成を図る。
- ・ 郊外に広がる農地では、樹林地と山裾の集落、田園等が一体となった穏やかな農山村景観の保全・創出を図る。
- ・ 瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園等の豊かな自然環境が残る地域では、美しい自然景観の保全を図る。

3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時の高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設*等の整備を推進する。また、南海トラフ巨大地震等による最大クラスの津波被害等に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面での対応を図る。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*の策定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。